

仕様書

(企画提案時)

本仕様書は「福岡市観光プロモーション映像制作業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 件 名

福岡市観光プロモーション映像制作業務委託

2 業務の目的

本業務は、福岡市の観光資源を多角的な視点から捉え、全世界へ向けてその魅力を戦略的に発信するための映像を制作することを目的とする。単なる観光スポット紹介に留まらず、各施策で創出したハード・ソフトなど福岡市が持つ多様な表情を一つのストーリーとして描写することで、来訪意欲の喚起を目指すこと。

なお制作した映像については、福岡市のホームページ・SNS・サイネージのほか、大型イベントや旅行博でのPR、MICE誘致など、福岡市の認知度向上・プレゼンスを高めるために、海外をメインとした様々な場面での発信・活用を想定しているもの。

【参考】前作の観光プロモーション映像（H28年度制作）
「Hyperlapse FUKUOKA CITY」



3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

(1) 映像構成の基本方針

本映像は、「躍動 × 伝統」をテーマに、ノンバーバルを基本とした映像の質感・構成でメッセージを伝えるとともに、絶え間なく変化し、エネルギーに満ちあふれた都市の「躍動」と、歴史に裏打ちされた祭事や技法などの「伝統」の二つの要素が含まれた内容とすること。

(2) 撮影内容

乙は、年間を通じた撮影計画を策定し、以下の要素を網羅した映像素材の収録および編集を行うこと。

- ① 屋台をはじめとした福岡ならではの食文化
- ② 博多旧市街、FUKUOKA EAST & WEST COAST、福岡城などの観光コンテンツ
- ③ 博多祇園山笠・博多どんたく港まつりなどの伝統行事、博多人形・博多織などの伝統文化など
- ④ 天神ビッグバン（*）・博多コネクティッド等によりアップデートされる街並みや Fukuoka Art Next・一人一花などによって創出されたハード・ソフトなど

（*）甲が保有する天神ビッグバンでビル群の建て替わりを撮影した定点写真も活用すること

そのほか、乙が提案する企画内容に沿ったコンテンツを入れることも可とする。また受託後、甲がコンテンツの追加を

指示する場合は入れること。

(3) 撮影手法

4 (1) 映像構成の基本方針を表現できるような撮影手法とすること。なお、街全体を俯瞰して撮影できるドローン撮影は必ず含めること。

(4) 映像の要件・規格等

① 映像の種類

横型は、最も活用が想定される2分バージョンのほか、ロングバージョンとショートバージョンの計3本を制作すること。縦型はショートバージョンを1本制作すること。

② 映像の対応言語

ノンバーバルを基本とするが、動画内にタイトルを表示する場合は、英語とすること。

③ 規格

4Kサイズ以上で収録

(5) 撮影体制

四季折々の光景や都市が変化していくプロセスを確実に捉えるため、1年間にわたる計画的な撮影体制を構築すること。また、突発的な対応を含めた体制とすること。

(6) 留意事項

- ① 福岡市の現在の魅力を伝えるため、原則として映像は新たに撮影することとするが、必要に応じて甲と協議し、既存の映像や画像を活用することも可とする。
- ② 制作した映像は数年使用されることから、出演者の肖像権等に関する調整・確認を行うこと。
- ③ 制作にあたっては、撮影日程のアポイントを含め、各施設・スポットに対する内容確認（権利関係や撮影にかかる対価支払い等も含む）など一切の調整を行い、同意を得ること。撮影にかかる費用はすべて事業費内に含めること。
- ④ 映像の雰囲気やコンセプトに合ったBGMを設定すること。
- ⑤ 映像の完成までに、中間報告用の映像提出、及び甲による複数回の内容確認や修正等の指示を受けること。
- ⑥ タイトルなどの表記は、ネイティブチェックを行うこと。

(7) 企画提案内容

- ① 本業務の方針やコンセプトを示すこと。
- ② 横型の2分バージョンについて、提案する映像の構成や撮影するコンテンツなどを含めた絵コンテを提案すること。
- ③ 提案内容のトンマナや撮影手法などを示すためのわかりやすい映像資料がある場合は、“自社制作”もしくは“他社制作”を明記し、URLリンクとQRコードを掲載すること。
- ④ 横型のロングバージョンとショートバージョン、縦型のショートバージョンについて、具体的な尺を提案すること。
- ⑤ 撮影から編集、納品までのスケジュールを記載すること。

- ⑥ 本仕様書に記載する事項以外に、本業務の目的達成に効果的と考えられる追加提案がある場合は、予算内で自由提案として提案すること。提案内容で示せるKPIがあれば提案すること。

(8) 成果物

- ① 納品物

- ア データー式 (MP4 及びWMV形式)

※サイズは 2560×1440 以上とする。なお、テロップ等がない白素材も納品することとし、できるだけ非圧縮ファイルで納品（詳細は、甲と乙の協議のもと決定）。

- イ 撮影スポット一覧（日英表記）及び報告書（PDF）

- ② 納品場所

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部観光マーケティング課

(9) その他

- ① 事業者決定後に、構成・内容等の修正や、協議の上決定する事項が複数想定されることを留意しながら業務を遂行すること。
- ② 本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ③ 各業務にかかる一切の経費は、全て委託費に含むものとする。
- ④ 業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえること。
- ⑤ 当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

5 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

- ① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

- ② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

- ① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、8(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

(4) その他

①契約方法にあたっては、甲とそれぞれ個別に締結するものとし、締結にあたってはそれぞれの契約規則等に則るものとする。

②仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。

③委託契約金額には、通信費、燃料費、人件費、消耗品費、郵送費、印刷製本費等業務に係る必要経費の一切を含む。

④本業務の実施に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むは、甲に帰属する。

⑤乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

（1）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（2）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

（3）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができるということをいう。

（4）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

（5）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができるということをいう。

3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が

適用される場合があること。

- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。